

# 豊橋市国民健康保険運営協議会記録

令和4年度

令和4年7月14日開催分  
(第1回)

豊橋市国保年金課

## 令和4年度第1回豊橋市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時：令和4年7月14日（木） 午後1時30分～午後2時50分

2. 場所：豊橋市役所 西館7階 第一委員会室

3. 会議に付した事項

- (1) 令和3年度豊橋市国民健康保険事業の概要について
- (2) 令和3年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について
- (3) 令和3年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定健康指導事業報告について
- (4) 令和3年度ジェネリック医薬品利用の普及促進について
- (5) 豊橋市国民健康保険被保険者証（保険証）の一斉更新等について
- (6) 後期高齢者医療制度に関するお知らせ
- (7) 国民健康保険税の賦課誤りについて
- (8) その他
  - ①次回開催について

4. 出席した委員

- ◎ 被保険者を代表する委員  
佐藤晴夫、岸野紀子、三輪晴美、宇野厚生
- ◎ 保険医または薬剤師を代表する委員  
横井尚、鈴木研二
- ◎ 公益を代表する委員  
近藤好幸、蒔田寛子、長田徹也、太田ほみ、河合正純
- ◎ 被用者保険等被保険者を代表する委員  
山西ゆかり

5. 欠席した委員

- ◎ 被保険者を代表する委員  
山本咲子
- ◎ 保険医または薬剤師を代表する委員  
江崎雅彰、松井和博、亀井啓介

6. 説明のために出席した者

国保年金課課長 伴健太郎、主幹 夏目直美

課長補佐 瀧澤宏修、小林一也、管理G主査 安藤宏樹、  
健康増進課課長補佐 大林寿彦、健診G主査 犬飼幸代、  
納税課課長 田中靖人、主幹 近江勝詳、  
福祉部長 川島加恵

7. 傍聴者 なし

○国保年金課課長補佐

委員の皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから豊橋市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

皆様方には、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

始めに、4月の人事異動で国民健康保険の担当部長であります、福祉部長に異動がございました。紹介申し上げますとともに、福祉部長から一言ご挨拶を申し上げます。

○福祉部長

皆さん、こんにちは。4月に福祉部長を拝命いたしました。

本日はお忙しい中で、令和4年度第1回豊橋市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方のお手元には委嘱状を置かせていただいておりますけれども、本年度は委員改選の年となりまして、本日の協議会が改選後の初の会合となります。前回に引き続いて委員を引き受けてくださった皆様、また、今回の改選により新たに7名の方に委員を引き受けていただくことになりました。任期は3年間、令和7年6月30日までとなりますけれども、よりよい国民健康保険事業運営に向けて、ぜひお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

さて、昨今の話題といえば、新型コロナウイルス感染状況でございますけれども、本市では6月23日から新規感染者数が増加傾向に転じております。本日は医療関係者の方もいらっしゃると思いますので、状況はよくご存じだと思いますけれども、本市におきましても、まさに第7波が到来したものと考えております。

この協議会についても、昨年度の、最後の2月に行った会議ではリモートでのご出席と、直接会場にお越しただいてのご出席、この2つを交えたハイブリッド開催という新しい試みで実施をいたしました。本日は直接会場へお越しただく形での開催とさせていただきます。基本的な感染症対策を講じて進めてまいりますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

国民健康保険業務では、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、そして特定健診などの保健事業、こうしたことを継続して実施しておりまして、先週の金曜日には今年度の保険税納税通知書を市内約4万4,000世帯へ発送したところでございます。

本日は昨年度の実施状況報告などが中心となりますけれども、ぜひ忌憚のないご意見をいただきまして、今後の運営に生かしてまいりたいと考えております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○国保年金課課長補佐

それでは、会議に先立ちまして、本日は委員改選後、最初の協議会でございます。引き続きお務めいただく委員の方もおいでですが、7名の委員が入れ替わっていらっしゃいます。お顔合わせということで、恐れ入りますが、所属団体とお名前程度で結構ですので、

簡単に自己紹介をお願い申し上げます。

なお、本日欠席の委員につきましては、後ほど私からご紹介させていただきます。

それでは、恐れ入りますが席順によりまして、自己紹介のほどよろしく願いいたします。

○各自自己紹介

○国保年金課課長補佐

ありがとうございました。

それでは、私ども事務局員も国保年金課長以下、順に自己紹介させていただきます。

○各自自己紹介

○国保年金課課長補佐

以上をもちまして、お顔合わせとさせていただきます。

委員の皆様、3年の任期となりますがよろしく願いいたします。

なお、本日はあらかじめ3名の委員から欠席する旨の連絡をいただいております。また、1名到着が遅れております。

現在、全委員の中で16名中、12名のご出席があり、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立いたしております。

それでは、令和4年度第1回運営協議会を始めたいと思いますが、本日は委員改選後、初めての会議でございますので、会議の議長をお務めいただくことになる、会長及び副会長が選出されておられません。

会長は、豊橋市国民健康保険運営協議会規則第5条の規程により、公益を代表する委員の中から、互選により決めていただきたいと存じますので、どなたかご意見がありましたら、挙手の上、ご発言ください。

○委員

会長には、前回もやっていただきました、ご経験のある河合委員を推薦いたします。

○国保年金課課長補佐

ありがとうございます。会長には「河合委員を」とのご発言がありましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課課長補佐

異議なしと認め、河合委員を会長に選出しました。

引き続き、副会長の選出につきましても、先ほどと同様に推薦により選出したいと思います。

それでは、どなたかご意見がありましたら、ご発言ください。

○委員

副会長には長田委員を推薦いたします。

○国保年金課課長補佐

ただ今、副会長に「長田委員を」とご発言がありましたが、その他にご推薦ございますでしょうか。

無いようですので、それでは長田委員に副会長を務めていただくことにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○国保年金課課長補佐

ご異議なしと認め、長田委員を副会長に選出いたしました。

それでは、会長が決まりましたので、本日の会議の議長を河合会長にお願いしたいと思います。議長席のほうへお願いいたします。

なお、皆様方、本日のご発言に当たりましては、前方にありますマイクのご使用をお願いいたします。また、機械の都合上、発言の都度、電源のオン、オフを押していただきますようお願い申し上げます。

それでは、河合会長よろしくお願いいたします。

○会長

ただいま、会長のほうに選出をいただきました。不慣れな議長ですが、皆様のご協力をいただく中で、円滑な協議会を運営してまいりたいと思いますので、どうかご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは以下、座って進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行してまいります。

次第により、議題1「令和3年度豊橋市国民健康保険事業の概要について」を議題といたします。

事務局のほうから説明お願いいたします。

○国保年金課課長

着座にて失礼いたします。

議題1に入ります前に、今回3年間の任期の始めでございますので、市と国民健康保険運営協議会との関係を資料にて説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料の「国民健康保険の運営と国民健康保険運営協議会」という資料をご覧ください。

平成30年度より、国民健康保険の運営は、それまでの市町村単独から都道府県と市町村が共同で行っております。それぞれ役割がございまして、都道府県の役割として、県全体の国民健康保険の財政運営、国民健康保険事業費納付金の算定、市町村からの徴収、国保の運営方針の策定などがございます。

市町村の役割といたしましては、国民健康保険の資格管理、保険税の決定、賦課徴収、保険給付、保健事業などがございます。県と市にそれぞれ国民健康保険の運営協議会がございまして、それぞれ国民健康保険の運営に関し、必要な意見の交換や調査、審議、意見の具申を県や市に行うこととなっております。

こうした役割がございまして、豊橋市の国民健康保険運営協議会では、資料の下ですが、年3回通常会議を開催しております。本日の第1回目ですけれども、前年度の国民健康保険の運営状況などを審議いただいております。

第2回目は11月でして、新年度の保険税賦課の考え方ですとか、当年度の国民健康保険の運営状況などを審議いただいております。ここで翌年度の税率、あるいは賦課限度額の設定、こうしたものの考え方をお示しさせていただいております。この11月と2月の間に、県が翌年度の納付金の額を通知しますので、それを受けまして、税率をはじき、2月の会議におきまして、新年度の保険税の税率案をお示しさせていただくのと、新年度の予算などをお教えします。

この資料の説明は以上でございます。

○会長

ただいま事務局より、県、市、この協議会の役割と、それからこの協議会の年間の進め方について説明をいただきましたが、皆様方から、この件に関しましてご質問等ございませんでしょうか。

○委員

今、県と市、そして運営協議会の話がございました。従来は国民健康保険事業とは市が運営をしていたのですが、県がそれに関わってきているとの説明でしたが、愛知県が豊橋市の国民健康保険事業に対してどういったことをしているのかを、事前にネット等で調べさせていただきました。

その中で、国民健康保険事業に関わるお金の流れ、国民健康保険税や、医療保険の給付

費、それらの流れをネットで確認をさせていただきました。今ご説明ありましたように、愛知県は県下全体の医療費、それから各市の医療費の見込みの算定をして、豊橋市はこれくらいと、県から納付金の請求があるということでございます。その納付金に基づいて保険税の算定をして、市がその保険税を徴収、賦課徴収をして、県へ納付をする。県はその集めた納付金に国費、国の補助金が入ると思いますけれども、国費を加えて、また市へ必要な保険給付費を交付するという流れでした。市はそれを保険給付として、医療費の支払いをする国保連合会へ支払いをするという流れです。県が各市から保険税を基にした納付金を集めて、保険給付費、医療費の支払いをまた市へ通知をして、市がまた連合会へ払うというシステムです。

ここで、保険給付を、市を経由して払う必要があるのかどうかです。これは制度的なものです。市が国保連合会へ直接払うのではなく、県が一括して直接国保連合会へ払えば、かなりの事務の簡素化にもなるかと思っておりますので、何か理由や意義があれば教えていただきたいと思っております。

2点目ですけれども、市は保険税の徴収の際に軽減策で、かなり市税の投入をして国民健康保険税の軽減を図っています。豊橋市のホームページでこの予算書を拝見しますと、一般会計の市税から約5億円を保険税軽減分として計上をしておられます。市は、加入者の税負担軽減を図っているのですけれども、県が関わっているということで、県は何か独自の保険税負担軽減策を講じているのかどうかを確認したいと思っております。

以上2点でございます。

#### ○会長

事務局のほうからお願いします。

#### ○国保年金課課長

それでは、1つ目の保険給付費を市が国保連合会に払うのではなく、県から直接払うほうが事務の簡素化につながるのではないかという点ですが、制度的に保険給付は今のところ市の事務とされております。市では給付の担当がおりまして、そこで医療費の整理をします。例えば国民健康保険だった人が社会保険になったとしまして、社会保険の資格の日以降に国民健康保険の保険証を使ってしまって医療を受けるとか、逆とか、そのようなことがあると、豊橋に来た請求を社会保険のほうに回すとか、そういった医療費の整理があったり、あるいはレセプト、診療報酬明細書が市役所に回ってくるのですけれども、その点検をして、疑義があるものはレセプトの点が減額になったりといったことがあります。そうすると、保険給付の支払いとセットのほうが都合がよく、保険給付は市で支払いをしております。この事務自体の制度的な変更が必要ですが、県がやるとなると、今私どもでやっている事務を全て県が行うこととなりますが、資格の異動は国民健康保険は割とあるものですから、市町村がやる方がきめ細やかにやることのできるのではないかと



います。

2つ目ですが、県独自で保険税の軽減策があるのかということですが、県単独の施策として市町村にお金をくれて、それで保険税を安くするという、そういう制度はございません。国が県にお金をくれて、そのお金を基に県の裁量で市町村に補助をするような制度はありますが、ほぼ国の制度ですので、単独の制度として現在はございません。

以上でございます。

○会長

どうでしょうか。ご質問ありますか。

○委員

国民健康保険事業を、市町村単位で行うとなると、かなりばらつきも出てくるでしょうし、できるだけ全国とは言いませんが、県民同じような対応ができるといいなと思います。県がせっかく参画をしているものですから、できるだけ広域的に、公平な対応できたらいいと思います。ネットで調べたら、疑問がありましたので、確認をさせていただきました。ありがとうございました。

○会長

今のお話の中で、県が間に入ることで、やはりメリットとデメリットというのはどちらも少なからずあるのでしようけれども、そういうことがあること、それからいろいろな自治体が頑張っって補助をしていることなど、今ご質問いただいた中で、私どもも理解が深まったと思います。ご質問ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

無いようですので、議題に入っていただきたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○国保年金課課長

それでは、資料をめくっていただいて、1ページをお願いいたします。

議題1「令和3年度豊橋市国民健康保険事業の概要について」でございます。

1は被保険者数でございます。

令和3年度の被保険者数は、年度末時点で7万1,639人、令和2年度と比べまして、2,603人の減少となっております。国民健康保険の資格の増減というのは、社会保険から入ってきたり、あるいは逆に社会保険に加入して脱退したり、出生して入ってきたり、お亡くなりになって脱退するということがあるのですけれども、75歳になって、後期高齢者医療制度へ移行される方が現在非常に多く、その原因で2,604人の減となっております。

総人口に占める加入率は19.3%で、前年度と比べてマイナス0.6ポイントでございます。

世帯数は、国民健康保険の世帯数としては4万5,560世帯で、被保険者数に連動いたしまして、マイナス1,050世帯でございます。

3の国民健康保険の税率でございます。令和3年度は通常税率は医療の高度化ですとか、高齢化ということがありまして、県に支払う納付金が通常上がるものですから、税率というのは上がることが普通でございますが、令和3年度におきましては、新型コロナの影響で、医療費の受診抑制がありまして、医療費の増加は見られず、県の支払う納付金も引下げが行われたということで、令和3年度は例外的に据置きとさせていただいております。

1人当たりの調定額につきましては、税率は変わりませんが、令和2年度より被保険者の所得が落ちた影響で、少しずつ下がっております。収納率は、令和3年度は93.63%で、令和2年度と比べてアップしております。詳細は議題2のほうで説明させていただきます。めくっていただきまして、2ページお願いします。

4の保険給付事業でございます。上に療養給付費、療養費とございますが、これは医療機関、薬局でかかった医療費の基本的には7割部分でございます。あと、医療費が高額になった場合に払い戻す高額療養費や、子供が出生した場合に支払う出産育児一時金ですとか、お亡くなりになった場合にお支払いする葬祭諸費などが内訳となっております。件数は、125万4,000件余で、金額は219億3,100万余となっております。件数、金額とも令和2年度と比べて増加しております。

下の参考の表をご覧くださいますと、令和2年度、3年度と月別に金額が出ておりまして、一番右の列でございますが、1人当たり医療費と対前年同月比の比較が出ております。令和2年度は、対前年同月でマイナスの月がほとんどでございました。新型コロナの影響の受診抑制と考えております。令和3年度は逆に対前年同月、大幅に増加しております。令和3年度の累計の欄、1人当たり医療費が2万7,836円となっておりますが、一番上にあります、平成31年度の累計と比べましても、増ということになっています。

3ページの保健衛生普及事業でございます。

脳ドックを受けられた方に助成する事業などを行っている実績でございます。6の特定健康診査事業は、40歳から74歳の方に無償で特定健診を受診していただいております。これも詳しくは後ほど議題3で説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

令和3年度豊橋市国民健康保険事業の決算見込みでございます。

すみません、ここで資料の訂正をさせていただきたいと思っております。

本日お配りした資料の上から2枚目の資料にも記載させていただいておりますけれども、表の上に参考令和2年度の決算額がございまして、歳出の棒読みですと31,974という額が、正しくは32,474、324億7,400万円でございます。申し訳ございません。したがって、差引額も変わりがまして、2,794とある数字が2,294、22億9,400万円でございます。失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

令和3年度の歳入・歳出合計額がそれぞれ351億7,600万円、歳出が326億2,000万円とい

うことをございまして、差引きは25億5,600万円となっております。令和2年度の22億9,400万円と比べますと、プラス2億6,200万円の増加となっております。これは主に国民健康保険の税込、下の歳入の表の一番上にあります。これを見ますと前年度比で減少しているわけですが、この減少が思ったよりも減少しなかったため、1人当たりの調定額は考えていたよりも多かったです。収納率が予定していた収納率よりも高くなった。こういったことで税込増が寄与しています。

表の歳入の国・県支出金の中の普通交付金ですが、これは歳出の保険給付費と対応するもので、支払った医療費分を県が交付しておられるというものです。医療費の伸びに合わせて、そのようになっています。

下の歳出に行きまして、国民健康保険事業費納付金、これは県に支払う納付金でございますけれども、これは予定どおりの額を支出しております。

下に基金と基金残高がありますけれども、これは将来の保険税負担の緩和に使うために設けているもので、令和3年度は利子分の積立て37万9,000円がプラスになりまして、令和3年度末では、5億135万2,000円となっております。

説明は以上でございます。

○会長

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○委員

今、決算のご説明を伺いました。この数字をお伺いしますと、令和3年度国民健康保険事業会計として、決算収支が約26億円の黒字です。基金のほうも5億円保有をしているということでございますので、この令和3年度の決算を、市として全体的にどう評価されているかを確認させていただきたいと思っております。

○会長

事務局お願いします。

○国保年金課課長

差引残額、繰越金でございますけれども、これの増加要因は先ほど説明いたしました、保険税の税込が予定より多く入ってきた、あるいは県の補助金が予定より多く入ってきたことで増加となっております。実は令和3年度は繰越金、前年度が22億9,400万円のうち、3億3,000万円を使う当初予算でございまして、そのとおりですと繰越金は3億円ぐらい減る予定だったのですが、逆に2億6,000万円ぐらい増えております。このマイナスとプラスを足すと、6億円近いプラスということになりますけれども、こういった繰越金が多くなるということは、今後の財政運営を考えた場合には、余裕ができていい面もある

るのですけれども、これは保険税を頂いて積み上がったものとなりますので、大き過ぎると保険税をもう少し安くできたのではないかという話になってきます。このプラス6億円というのが例年と比べて少し多いものですから、予算は見込みで見積もりますので、どうしてもプラスマイナスのずれは生じてくるものですが、今回少し増加額が大きかったものですから、今後はよりの確に税収など見込むようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございました。やはり保険税を過大徴収されると、その年度の人はずっとたくさん払ったこととなりますので、年度で適正な保険税の賦課徴収がされるといいなと思います。あまり繰越金がたくさん出るのもどうかと思いますので、しっかりと見極めをして、当該年度の税率の算定等に生かしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○会長

貴重なご意見ありがとうございます。コロナという状況の中で、いろんな状況が起こっている中、なかなか難しい舵取りかと思いますが、事務局のほうに今のご意見をしっかりと受け止めていただければと思います。よろしく申し上げます。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、議題1につきましては、事務局が説明していた内容のとおりということで、ご承知おきをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、議題2「令和3年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について」を議題とさせていただきます。

事務局からの説明をお願いします。

○納税課課長

着座にて失礼いたします。

それでは、5ページをご覧ください。

議題2「令和3年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について」ご説明させていただきます。

まずは1、令和3年度収納状況でございます。調定額累計は前年分が72億6,178万円余り、滞納繰越分が24億3,309万円余り、合計で96億9,488万円余りとなっております。収納

額累計につきましては、現年分が67億9,894万円余り、滞納繰越分が4億9,294万円余り、合計で72億9,189万円余りとなっております。その結果、収納率は現年分が93.63%、滞納繰越分が20.26%、全体で75.21%となっております。なお、表中の括弧内は令和2年度の数値を表記しており、次表に参考として令和2年度との比較値を表記しております。調定額につきましては、現年分が2億7,248万円余り、滞納繰越分が5億224万円余り、合計で7億7,473万円余りの減少となっており、それに伴い収納額も全体で2億9,878万円余りの減少となっておりますが、収納率につきましては、現年分が0.74ポイント、滞納繰越分が0.08ポイント、合計で2.71ポイントといずれも向上しております。また、未収額につきましても、全体で2億7,836万円余り縮減しております。

続きまして、2、令和3年度の主な取組状況でございます。

1つ目として、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度に引き続き、収入が大幅に減少した被保険者に対し、保険税の減免を行いました。件数などは記載のとおりでございます。

2つ目として、納付機会拡大のため、Line Payに加え、令和3年5月よりPay Pay、10月からau Pay、d払い、J-coin Payによる収納を開始いたしました。30万円という限度はございますが、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税といった個人で納付する全ての税が支払い可能となっております。

3つ目には、各グループごとに催告文書の内容を工夫し、より効果的な文書催告を行うとともに、ふだん仕事で来庁が難しい方々を対象に休日開庁1回、休日電話相談4回を実施いたしました。

4つ目は東三河広域連合徴収課との連携のもと、高額・困難案件を移管し、役割分担を持って、法律的な滞納整理を実施いたしました。

5つ目として、早期の催告から調査、差押えとつなげていく、現年度完結型滞納整理を実施、強化し、随時分が発生した場合などには課税課と連携し、十分な説明を行うことにより、滞納とならないよう働きかけをいたしました。

こうした取組の成果が実を結び、令和2年度を上回る収納率と未収額の縮減を達成することができ、愛知県が示した令和3年度の減免分の標準的な収納率93.16%を上回ることでできたものと考えております。

最後に、3、令和4年度の主な取組状況についてでございます。

1つ目として、原則書面で行われていた金融機関への物品照会業務を電子化することにより、この業務に要する時間と手間を大幅に縮減し、早期の滞納整理が可能となり、収納率の向上につなげてまいります。

2つ目には、各グループの特色に合わせた効果的な催告を行い、年6回の休日開庁を新型コロナウイルス感染症の状況に合わせ、休日電話相談にするなどの納税相談の機会を維持していきたいと考えております。

3つ目はこれまでどおり東三河広域連合と連携し、高額・困難案件にも積極的に取り組

んでまいります。

4つ目は執行停止マニュアルの精査を行い、一定ルールのもと、取れるもの、取れないものを大胆に見極め、積極的に執行停止を行い、不良債権化した滞納分を整理してまいります。

5つ目として、これまでどおり現年度完結型の滞納整理を強化してまいります。特に継続債権となる給与や年金の差押えを強化し、収納額を確保してまいります。

このような取組を確実に実行することで、今年度においてもさらなる収納率の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○会長

ご説明ありがとうございました。

この件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

保険税の収納、徴収状況のお話でしたが、令和3年度保険税の収納率が94%ということ、未収額が約4億6,000万円ということで、大変な額が未収になっています。また、滞納繰越分が17億円余ということで、これも大変な額ですけれども、この辺は回収できるのかどうか。全部は無理ですけれども、例えば現年度分で、年度末で未収は4億6,000万となっておりますが、最終的にどのぐらい回収できるのかという見通しがあればお伺いしたいと思います。

税の滞納者への取組というのは、大変困難な仕事かと思いますが、こういったことに取り組むのは、やはり公平という面で考えますと重要なことかと思しますので、よろしくお願いします。取組の中で、高額・困難案件、東三河広域連合へ移管ということがございますが、成果が上がっているのかどうかということを確認させてください。

また、金融機関へ滞納者の預金の照会、これは法的に可能なのですよね。滞納者は市が行けば確認できるということですね。

○納税課課長

はい。

○委員

分かりました。

悪質な滞納者、高額滞納者に対しましては、国民健康保険証を渡さずに、医療機関で受診時のときに全額払っていただきます、あとで市と話をしてくださいということで、そういう資格証明書を発行するケースがあると聞いたことがあるのですけれども、現在そ

の辺ほどの程度あるのかということの確認です。

滞納分の回収見通しから東三河広域連合への移管の成果、あと資格証明書の3点お願いします。

○会長

事務局お願いします。

○納税課課長

まず、1つ目の現年の4億6,000万の回収の見通しについてです。

現年中に徴収できなかったものが4億6,000万ほどございます。現年に回収できなかったものは滞納繰越分として、令和4年度以降に徴収することになります。ただそのときに、滞納繰越分を徴収するときには、それぞれおのおの滞納の状況、具体的に言いますと、年度の古いものから充当をしていく、徴収をしていくということで、これは延滞金や何かを増やさないとという目的がありまして、古いものから出てきますので、なかなかこの4億6,000万の見通しがいつというのは個々のそういった状況によってお答えすることは難しいです。

ただし、こちらの4億6,000万は滞納繰越額の全体で見させていただきますと、平成25年頃には、これが全体で62億ありました。それから特に現金化しやすい債券の徴収を強化するというので、積極的に差押えを行って収入にさせていただいているものが実を結んだということで、令和3年度の末には翌年度に繰り越される総額が大体21億ぐらいまで減少され、これ大幅に減少されたかと思えます。おおむね3分の1ほどになっておりますので、そういった面ではある一定の未収額は回収できているかと考えております。

1点飛びますが、3点目にご質問がありました徴税に預金調査の調査権の件になります。

これは、地方税法の中に規定がありまして、国税徴収法という国の税金を集める徴収法を受けて作られているものなのですが、そちらに質問及び検査というものが載っておりまして、簡単に概略だけ説明させていただきます。滞納者に対し、債権もしくは債務があり、また滞納者から財産を取得したと認めるに足る相当な理由があるものについては調査をすることができるとなっております。したがって、金融機関に臨場というのですが、調査に行く場合もあるし、金融機関に対して文書で調査をさせていただいているところでございます。

以上です。

○会長

次に、東三河広域連合の移管と成果についてよろしいですか。

○納税課課長

令和3年度の移管件数につきましては、市税・国保税合わせての件数となりますが、312件移管しております。そのうち国保税の移管額が1億630万円余りで、徴収額は3,184万円余りとなっており、徴収率でいうと29.95%になります。それで、納税課における、先ほど説明させていただいた、令和3年度の滞納繰越分の収納率が20.26%である状況からしますと、東三河広域連合に移管することによる事業効果は大きいと考えております。

以上でございます。

#### ○国保年金課課長

資格証明書の件をお答えします。資格証明書のご質問ですが、先ほどご説明していただきましたけれども、普通保険証は3割、あるいは2割の方もいらっしゃいますが、窓口負担をしていただくのですけれども、滞納がそれなりの方につきましては、資格証明書というのを発行いたしまして、それは窓口負担10割となっております。後ほど市のほうに7割、あるいは8割部分を払い戻す請求をすることができます。ただし、その場合に、そのときに納税相談も併せてさせていただいてから払い戻すという仕組みになっております。

この資格証明書ですけれども、現在新型コロナウイルスがまだ拡大が続いているところですが、10割負担の資格証明書ですと、一旦窓口負担で10割全部を払わなければいけないものですから、コロナが疑われる症状があっても、10割負担であるために医者に行かないというケースが想定されまして、それが感染拡大につながるおそれがあるということで、現在そのような特別な理由で交付を見合わせている状況でございます。これが収まれば、また発行をするということになっていくかもしれませんけれども、現在は発行していない状況になります。

その方たちは、普通に有効の保険証をお渡しするのですけれども、期間の短い6カ月の保険証をお渡しして、その更新のときに納税相談をしていただくというような取扱いをしております。

以上でございます。

#### ○会長

どうでしょうか。

#### ○委員

ありがとうございました。滞納者への取組、大変なお仕事と思いますので、これからもいろいろな取組、対策を講じていただいて、しっかりした対応をお願いしたいと思っておりますし、また、それに期待をさせていただきたいと思っております。医療保険ですから、加入者全体の相互扶助といえますか、いつも払わないということは本来保険である以上は許されないことだと思いますので、払えない人は何らかの救済措置は必要でしょうけれども、払わな



い人については断固たる措置を、加入者の一人としてお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。滞納という問題は、それも本来払える方々が加入しているから、そこを取りに行くということでしょうけど、また、そのさらに枠を越えた、ここに入れない方々というのは、また別の観点の多分福祉的な考え方があるだろうと思いますので、それはまたきっと別の議論なのだろうと思います。その辺りは福祉のほうでは分かっておられると思いますので、ここでは議論をしないと思いますが、本当に難しい業務を担っていただいているということはよく理解をさせていただきました。ありがとうございます。

○会長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、この議題につきましても、ご理解をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議題3「令和3年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告について」を議題とさせていただきます。

事務局からの説明お願いいたします。

○健康増進課課長補佐

では、着座にて失礼をいたします。

議題の3「令和3年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導について」の事業報告をさせていただきます。

それでは、資料の6ページをお願いいたします。

1の本市の計画目標値でございますが、現在平成30年度から令和5年度の6年間を期間とする豊橋市国民健康保険、保健事業実施計画におきまして、令和3年度の計画目標値を特定健康診査の受診率50%、特定保健指導の実施率を44%と設定し、事業展開を行っております。

また、糖尿病重症化予防として、HbA1c7%以上のものの割合の減少を目標としておるところでございます。

次に、2の特定健康診査でございます。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、開始時期を当初の5月から2カ月延期しましたが、令和3年度は予定どおり5月～1月までの9カ月間実施することができました。

実施形態は例年同様129カ所の個別医療機関のほか、6医療機関及びJ Aグループでの人間ドックとの同時実施、それから保健所での集団実施は24回実施いたしました。

令和3年度の受診者数及び受診率につきましては、表とグラフのとおりで、全体で2万159人、受診率は35.5%となり、前年度の34.7%に比べて0.8ポイント上回りました。しかし、計画目標値の50%には達していません。

続きまして、7ページをご覧ください。

3のメタボリックシンドローム判定でございます。判定基準は記載のフロー図のとおりでございますが、令和3年度のメタボ判定の基準該当者は4,546人で、全受診者に占める割合は22.6%となり、前年度の22.3%に比べ0.3ポイント増となっております。

また、予備軍該当者は2,339人、割合は11.6%となり、いずれもほぼ例年同様の状況となっております。

続きまして、4の特定保健指導でございます。指導対象者の基準と支援の実施方法につきましてはフロー図のとおりでございます。

続いて8ページをご覧ください。

(2) 保健指導レベル別の対象者数は動機づけ支援が1,704人、積極的支援が472人となり、全体の約1割の方が特定保健指導の対象となっております。

(3) 利用者数及び受講率については、動機づけ支援の対象者1,704人のうち、初回面接を利用された方は273人で、受講率は16.0%となりました。また、積極的支援の対象者472人のうち、初回面接を利用された方は55人で、受講率は11.7%でございます。両支援を合わせた受講率は15.1%で、昨年度の15.6%に比べ0.5ポイント減少しました。また、計画目標値の45%を大幅に下回る状況でございます。

特定保健指導の受講申込み方法については、半数が保健所から送付した受講通知を見て申込みをしており、残りのほぼ半数に当たる46%が未受診者に対する保健所からの電話勧奨による申込みでございます。

続きまして、5の特定健康指導後の改善状況でございます。令和2年度に特定健康指導の対象となった方で、令和3年度の健診結果と比較できた方につきましては、4項目のグラフをお示ししております。

令和3年度は収縮期血圧、拡張期血圧、中性脂肪、HbA1c、全ての項目において、未受講者は横ばいか悪化したのに対し、2年連続受講された方については、全ての数値の改善が見られ、特に中性脂肪については大幅に数値が低下しております。

最後に9ページをご覧ください。

6の令和3年度の取組状況と、令和4年度の取組予定でございます。

①の特定健康診査受診率向上の取組ですが、令和3年度はAIを活用し、対象者の特性に合わせた未受診者勧奨通知を前年度から1回増やし、6月、10月、1月の計3回実施をいたしました。

令和4年度は、集団検診の予約を委託業者による電話とネットで行えるよう変更するとともに、全ての日程でがん検診と同時受診とするなど、利便性の向上を図ってまいります。また、AIを活用した未受診者勧奨につきまして、これまでのほかに加え、SMSショ

ートメッセージサービス、これを追加実施し、特に若年層への受診勧奨を強化してまいります。

続いて②の特定保健指導受講率向上の取組でございます。令和3年度はコロナ禍でも安心して指導を受けていただけるよう、オンラインによる遠隔面接を開始いたしました。

令和4年度は個別指導に加え、少人数によるグループ指導を新たに取り入れ、質を確保した上で、効率的な指導を行ってまいります。

③の糖尿病等重症化予防の取組でございます。令和3年度は集団検診にて野菜摂取量のミニ講座など、生活習慣病予防の健康教育を開始するとともに、かかりつけ医と保健所をつなぐ連絡票を見直し、情報共有内容の明確化を図りました。また、愛知県のモデル事業であります医歯薬連携による糖尿病重症化予防事業に協力をを行い、リーフレットによる啓発などを実施いたしました。

令和4年度につきましては、野菜摂取量などの生活習慣病予防のための健康教育を受診者全員に実施するほか、昨年度に引き続き医歯薬連携モデル事業への協力も行っております。

健康増進課からは以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題3につきましては事務局の説明のとおりということでご承知をいただきたいと思っております。

続きまして、報告の1から4について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

#### ○国保年金課課長補佐

着座にて失礼いたします。

それでは、資料10ページをお願いいたします。

報告1の令和3年度ジェネリック医薬品利用の普及促進について説明させていただきます。

まず、1のジェネリック医薬品差額通知でございます。医療費の適正化対策として、ジェネリック医薬品利用の普及促進のために、ジェネリック医薬品の差額通知を発送しております。その目的は被保険者自身の自己負担の軽減化とともに、増加する医療費を抑制することにより、保険税負担を低減させて国民健康保険財政運営の改善につなげることでございます。

ジェネリック医薬品の差額通知は、調剤薬局から請求がありました調剤報酬明細書を基に、ジェネリック医薬品に変更可能な情報を被保険者に提供し、安価な医薬品であることも案内しております。この差額通知は、昨年度2回発送させていただきました。件数は令

和3年5月調剤分を7月に、3,001件、令和3年11月調剤分を、令和4年1月に3,380件、合計にしまして、6,380件を発送いたしました。

続きまして、2のジェネリック医薬品広報活動でございます。資料の1～9のとおり、各種申請書、封筒、通知文等にジェネリック医薬品の利用促進の表示を行い、また、被保険者の方が医師や薬剤師に希望を伝えやすいように、被保険者証に貼り付けることができるジェネリック医薬品希望シールの送付や、啓発ポスターを市の各関連施設へ配付するなど、普及促進に努めてまいりました。

続きまして、11ページをお願いいたします。

3の令和4年度事業計画でございます。ジェネリック医薬品差額通知におきまして、おきましては、実効性のある取組ということで、引き続き昨年度同様に自己負担額の差が被保険者1人当たり100円以上を対象として抽出を行いまして、約7,000件を発送する予定でございます。

次に、広報活動ですが、令和3年度に実施した①～⑨に加えて、先週も発送させていただきましたけれども、保険税納入通知に、同封のチラシ裏面にジェネリック希望シールの配付について掲載させていただきました。

また、豊橋南イオン店豊橋広報コーナーにおけるデジタルサイネージへ啓発広告掲載予定でございます。

続きまして、ジェネリック医薬品普及率でございます。

厚生労働省は後発医薬品使用促進の新目標を、2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とすると示しております。

それから、下のグラフになりますけれども、豊橋市、愛知県、国のそれぞれの後発医薬品の令和3年度使用割合を月別に表したのになります。本市の実績値につきましては、令和3年4月調剤分は73.9%、令和4年3月調剤分は74.9%となり、1.0%の増でございました。また、愛知県の実績率は令和3年4月調剤分で78.8%、令和4年3月調剤分は78.6%となり、若干ではございますが、0.2%の減でございました。国については、令和3年12月調剤分までが現在の最新でございます。81.8%になっており、本市や愛知県より高い使用割合となっております。本市においても引き続き普及促進に努めてまいりたいと考えております。

報告1の説明は以上でございます。

続きまして、引き続き私のほうから資料の12ページでございます、報告2の豊橋市国民健康保険被保険者証（保険証）の一斉更新などについて説明させていただきます。

1の保険証と高齢受給者証の一斉更新についてでございます。まずは保険証についてでございます。これは被保険者全員に交付しております。現在の有効期限は来月末の8月31日までとなっておりますので、9月1日～令和6年8月31日までの2年間有効の保険証を世帯主様宛てに来月の8月中旬に発送する予定でございます。保険証の色は藤色で約7万1,000名更新予定でございます。

続きまして、その下になりますけれども、高齢受給者証についてでございます。

こちらは、医療機関等で本人の負担する割合、一部負担金が明記されているもので、70歳～74歳の方に毎年交付しております。負担割合は通常2割ですけれども、一部現役並みの所得がある方は3割負担となっています。現在有効期限については、今月末の7月31日までとなっていますので、8月1日～令和5年7月31日までの1年間有効の受給者証を世帯主様宛てに来週には発送する予定でございます。受給者証の色は白色で、約1万9,500名更新する予定でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

2の社会保険の適用拡大についてでございます。年金法の改正により、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大が段階的に施行されます。事業所の規模として、現在501人以上が対象でございますが、令和4年の10月からはこの規模が101人以上、さらに令和6年10月からは51人以上に変更されます。これにより、国民健康保険だったものが社会保険に切り替わりますので、国民健康保険の被保険者数に影響があると思われま

す。次に、オンライン資格確認の普及に向けたさらなる対策についてでございます。さらなる対策について、令和4年6月7日に閣議決定されました「デジタル社会の実現に向けた重点計画」により抜粋したものを大きく4点ほど報告させていただきます。

まず、1つ目が保険医療機関等にオンライン資格確認の導入を令和5年4月から原則義務化すること。2つ目が患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する財政措置を見直すこと。3つ目が令和6年度中をめどに、保険者による保険証発行の選択制の導入とともに、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえて、保険証の原則廃止を目指すこと。最後に4つ目として、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォン搭載に対応したオンライン資格確認の検討を進めること。

以上のことがさらなる対策の取組となっております。

これで報告2の説明を終わりたいと思います。

## ○国保年金課主幹

私からは報告3「後期高齢者医療制度に関するお知らせ」について、着座にて説明させていただきます。

私から、後期高齢者医療制度について、令和4年度は制度の大きな変更がございますので、簡単にご紹介のほうをさせていただきます。

お手元がございます「後期高齢者医療制度に関するお知らせ」というリーフレットがございますので、そちらをご覧ください。リーフレット、まず1枚めくっていただきまして、見開きの状態で左側をご覧ください。

後期高齢者医療制度は75歳の誕生日からご加入いただく方と、65歳以上で一定の障害などをお持ちの方がご加入できる制度で、医療費を現役世代から高齢者まで社会全体で負担し合う国の制度となっております。

医療費の財源内訳でございますけれども、医療機関で支払う窓口負担を除いて、公費で約5割、現役世代からの負担が約4割、残りの1割は被保険者の保険料で賄っております。近年現役世代の人口が減少していることや、団塊の世代の方が75歳以上の高齢者となり始めることで、医療費の増大とその負担が懸念されているところでございます。今後、現役世代の過大な負担を避けるために、今年の10月1日から窓口負担が1割の方の中から、一定の所得がある方は2割負担に変更となります。

恐れ入りますが、リーフレット始めに戻っていただきまして、2割負担となる方なのですけれども、被保険者全体の約20%で、豊橋市においては被保険者約5万1,000人のところ、該当する方がおよそ1万人お見えになる見込みとなっております。

お手数ですが、もう一度見開きの状態にいただきまして、2番をご覧ください。

2割負担に該当するかどうかに関しては、後期高齢者医療制度に加入されている方の課税所得や年金収入を基に世帯単位で判定しております。

このフローチャートを上から順に当てはまる方向に進んでいただき、最終的に後期高齢者の方が1人の世帯ですと、年金収入とその他の合計所得の合計が200万円以上、複数人いる世帯ですと、320万以上の方が2割負担に該当することになります。負担割合は保険証のほうに記載されておりまして、1年間有効のものを毎年8月に更新しておりますが、今年に限り、8月1日～9月末までの2カ月間有効で、保険証の色が薄赤茶色の保険証ですけれども、こちらを7月中旬にお送りします。2割負担に該当する方を含めた、10月1日～令和5年7月31日までの有効期限で保険証の色が青色の保険証を9月中旬に全ての被保険者に2回送るようになります。

リーフレットをめくっていただき、最後のページですけれども、2割負担となった方については、10月1日以降、医療機関での窓口負担が倍になりますので、この負担の増を緩和するために、3年間外来受診で一月最大3,000円に抑える配慮措置が実施されます。具体的には、記載されている表の例で説明しますと、一月の医療費全体額が5万円かかったとすると、従来であれば1割負担ですので、窓口負担5,000円ですけれども、2割負担になると1万円となります。増加する自己負担額は5,000円ですので、配慮措置による負担増加額は最大で3,000円ということになっておりますので、その差額の2,000円の支払いが不要ということになります。同一の医療機関で受診した場合については、上限の3,000円以上を窓口で支払わなくてもよく、複数の医療機関で受診した場合は、1カ月の負担増を3,000円まで抑えるために、後日高額療養費として、事前に口座登録している口座へ、愛知県後期高齢者医療広域連合から払戻しがされます。2割負担になる方で、口座登録のない方に関しては、9月の中旬頃に愛知県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送される予定になっております。こちらはまた必要事項をご記入の上、広域連合に返信していただくことで口座登録がされ、高額療養費に該当すると広域連合から自動で振り込まれる仕組みになります。

説明は以上です。

## ○国保年金課課長

最後にもう一つ、報告4の説明をさせていただきます。

本日お配りしたA4、1枚の資料です。「国民健康保険税の賦課誤りについて」という資料をご覧ください。

国民健康保険におきまして、一定の所得基準以下の被保険者に適用する保険税の軽減の判定に誤りがありまして、一部の方が保険税の納め過ぎとなっていたことが判明いたしました。

6月30日に報道発表いたしまして、把握している限りですが、7月1日の中日新聞に掲載がされておりました。ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、ご心配をおかけしております。申し訳ございませんでした。内容を説明させていただきます。

保険税は、所得の少ない方については、保険税の軽減というのがあるのですが、その計算は基本的には所得税法に準じて、確定申告の内容に基づき計算をいたします。ただし、例外がございまして、年金所得のある方につきましては、所得税法の所得額から15万円を控除して計算をすることになっております。この控除によりまして、所得の合計が赤字になった場合、表でいいますと、所得税の計算ですと事業所得がマイナスの20万円、年金所得が30万円で合計は10万円というようなケース、例えば、こういうケースで、国民健康保険の計算をいたしますと、事業所得はそのままマイナス20万円、事業所得は15万円引いて15万円、所得の合計はマイナス5万円という、こういうケースですけれども、この年の保険税の計算はゼロで計算するのですけれども、所得税の計算の例にならしまして、赤字のときは3年間、翌年度以降に損失を繰り越せるという適用をするべきでしたが、繰越しの処理をしていなかった世帯があったということになります。

遡って調べましたところ、過去5年で合計35件、金額で言いますと、70万1,600円が頂き過ぎになっておりました。2カ年度という場合がありますので、世帯でいいますと27世帯、最高の額で1世帯で10万1,800円でした。

対象となった方へは先日個別に訪問いたしまして、おわびとご説明を申し上げました。誤った額を正しい額を修正する通知や、還付のお知らせを7月20日に送付予定となっております。

事務マニュアルを修正するとともに、そのマニュアルに記載されている内容が正しいものか改めて確認して、再発防止に努めてまいります。ご心配をおかけして申し訳ございませんでした。

## ○会長

報告事項は1から4にわたりまして、いろいろな方面にわたっておりますが、皆様方のほうからご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

議長のほうから、最後の報告4の賦課誤りについては、本当にこういうことがないよう

に、しっかり今後業務のほうチェックしていただきたいと思いますので、どうかよろしく  
お願いいたします。

それでは、これまでといたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。議題のほかに何かございましたら発言のほう  
をお願いいたします。

#### ○国保年金課課長

それでは、私から3つご連絡をさせていただきたいと思います。

次回の2回目の開催予定を令和4年11月10日木曜日、今日と同じで1時半からとさせて  
いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2つ目ですが、本日の資料に掲載させていただいております決算に関わる数字につつま  
しては、まだ実際の公表前ですので、取扱いに注意いただきたいと思います。

3つ目ですが、封筒がお手元にあるかと思いますが、その中に国民健康保険必携という  
本と、令和4年度国民健康保険のお知らせという小さい冊子、国保新聞という国民健康保  
険に関する国の政策のことが分かる新聞になっておりますけれども、入れさせていただきました  
ので、参考になさってください。国保新聞につつましては、月2回発行でして、毎  
回というわけにはいきませんが、また郵送させていただきますので、ご覧いただけたらと  
思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございます。

ほか皆様方のほうから何かございませんでしょうか。

ないようですので、これにて本日の協議を終了とさせていただきます。どうもありがと  
うございました。

#### ○国保年金課長補佐

会長ありがとうございました。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

委員の皆様ありがとうございました。

午後2時50分閉会